

4 日常生活用具・補装具・在宅サービス等

日常生活用具費の支給

- 対象者 身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者・難病等の方（児）
※対象となる疾病については118～119頁の対象疾病一覧表をご確認ください。
- 内 容
- 以下の用具を所有していない場合に、一定の要件と基準額により用具費を支給します。
 - 原則1割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、1か月の負担する上限額が定められています（26頁参照）。
 - 所得による制限があります。
 - 事前の手続きが必要です。
 - ※印の付いている種目は介護保険制度が優先となります。

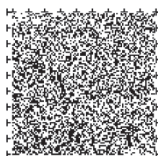
■窓 口 各区保健福祉センター高齢障害支援課 電話・FAX 8頁参照

（2026年4月1日現在）

区分	種 目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額 (消費税込)
介護訓練支援用具	特殊寝台 ※ (訓練用ベッド) (注3)	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	2級以上	原則として学齢児以上 (難病患者等については、寝たきりの 状態にある者若しくは下肢又は体幹 機能に障害のある者)	8年	200,000 円
		難病患者等	—				
	特殊マット ※ (注3)	身体（者）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	1級	3歳以上 (常時介護を要する者。難病患者等につ いては、寝たきりの状態にある者)	5年	19,600 円
		身体（児）		2級以上			
		知的（者・児）	重度～最重度				
		難病患者等	—				
	特殊尿器 ※ (注3)	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	1級	学齢児以上 (常時介護を要する者。難病患者等につ いては、自力で排尿できない者)	5年	67,000 円
		難病患者等	—				
	入浴担架 ※ (注3)	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	2級以上	3歳以上 (入浴に介護を要する者)	5年	82,400 円
	体位変換器 ※ (注3)	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	2級以上	学齢児以上 (下着交換等に当たって、介護を要す る者。難病患者等については、寝た きりの状態にある者)	5年	15,000 円
		難病患者等	—				
	移動用リフト ※ (注3)	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	2級以上	3歳以上 (難病患者等については、下肢又は 体幹機能に障害のある者)	4年	159,000 円
		難病患者等	—			10年	200,000 円 (天井走行型)
	訓練椅子 (注3)	身体（児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	2級以上	3歳以上	5年	33,100 円

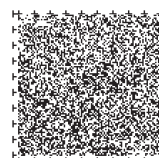
介護訓練支援用具は在宅での利用を想定しているため、施設入所者への支給については原則対象外となりますが、一定の要件を満たす場合、支給が認められる場合があります。

詳細については各区保健福祉センター高齢障害支援課にお問い合わせください。



区分	種 目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額 (消費税込)
自立生活支援用具	入浴補助用具 ※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	－	3 歳以上 (入浴に介護を必要とする者)	8 年	90,000 円
		難病患者等	－				
	便器 ※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	2 級以上	学齢児以上 (難病患者等については、常時介護を要する者)	8 年	4,450 円 (手すり付の場合は 5,400 円を加算)
		難病患者等	－				
	T 字状・棒状のつえ（注 3）	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	－	－	3 年	4,000 円
	移動・移乗支援用具 ※	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	－	3 歳以上 (家庭内の移動等において介護を必要とする者。難病患者等については、下肢が不自由な者)	8 年	60,000 円
		難病患者等	－				
	頭部保護帽（注 3）	身体（者・児）	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	－	－ (てんかんの発作等により頻繁に転倒する者)	3 年	15,700 円 (主材料：スポンジ・革) 37,900 円 (主材料：スポンジ・革・プラスチック)
		知的（者・児）	重度～最重度				
		精神障害者	－				
	特殊便器（温水洗浄便座）（注 4）	身体（者・児）	上肢機能障害	2 級以上	学齢児以上	8 年	151,200 円
		知的（者・児）	重度～最重度		学齢児以上 (訓練を行なっても自ら排便後の処理が困難なもの)		
		難病患者等	－		学齢児以上 (上肢機能に障害のある者)		
	火災警報器（注 4）	身体（者・児）	－	2 級以上	(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（注 1）)	10 年	7,000 円 (1 台の機器代金) 15,500 円 (聴覚障害者用) 取付料 5,000 円＋500 円×設置必要台数※ 2
		知的（者・児）	重度～最重度				
		精神障害者	－				
	自動消火器（注 4）	身体（者・児）	－	2 級以上	(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8 年	28,700 円
知的（者・児）		重度～最重度					
精神障害者		－					
難病患者等		－					
電磁調理器（注 4）	身体（者）	視覚障害	2 級以上	(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6 年	19,000 円	
	知的（者）	重度～最重度					18 歳以上
歩行時間延長信号機用小型送信機	身体（者・児）	視覚障害	－	学齢児以上	10 年	12,000 円	
聴覚障害者用屋内信号装置	身体（者）	聴覚障害	2 級	(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	10 年	87,400 円	

(注は 3 2 頁を参照)

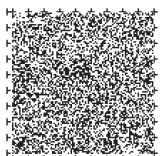


4

日常生活用具・補装具・在宅サービス等／日常生活用具費の支給

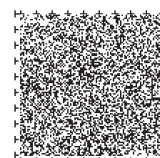
区分	種 目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額 (消費税込)
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体（者・児）	腎臓機能障害	3級以上	(自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者)	5年	51,500 円
	ネブライザー (吸入器)	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者（児） (注 2)	3級以上	(難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者)	5年	36,000 円
		難病患者等	—				
	電気式たん吸引器	身体（者・児）	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者（児） (注 2)	3級以上	(難病患者等については、呼吸器機能に障害のある者)	5年	56,400 円
		難病患者等	—				
	酸素ボンベ運搬車	身体（者）	—	—	(医療保険における在宅酸素療法を行う者)	10年	17,000 円
	盲人用体温計（音声式）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上 (単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	5年	9,000 円
	盲人用体重計	身体（者）	視覚障害	2級以上	18歳以上	5年	18,000 円
	パルスオキシメーター	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※ 4	—	①医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者 ②①に該当する者のうち、難病患者等で人工呼吸器を装着して、呼吸状態を継続的にモニタリングする機能を必要とする者	5年	① 42,000 円 ②157,500 円
		難病患者等	—				
	正弦波インバーター発電機 (注 5)	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※ 4	—	(医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者)	5年	120,000 円
		難病患者等	—				
	ポータブル電源（蓄電池） (注 5)	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※ 4	—		5年	60,000 円
		難病患者等	—				
	DC/AC インバーター（カーインバーター） (注 5)	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※ 4	—		5年	30,000 円
		難病患者等	—				
	足踏み式・手動式吸引器	身体（者・児）	呼吸器機能又は心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）※ 4	—	(医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者)	5年	12,000 円
		難病患者等	—				
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 (注 3)	身体（者・児）	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由	—	学齢児以上 (肢体不自由者については、医師の診断書等により発声・発語に著しい障害を有することの証明が必要)	5年	98,800 円
	情報・通信支援用具（注 3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	5年	100,000 円
			上肢機能障害	2級以上			
	点字ディスプレイ（注 3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	6年	383,500 円
	点字器（注 3）	身体（者・児）	視覚障害	—	—	7年	10,700 円 (標準型)
						5年	7,400 円 (携帯型)
	点字タイプライター	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	5年	63,100 円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（注 3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	6年	85,000 円 (録音再生機)
48,000 円 (再生専用機)							

（注は32頁を参照）



区分	種 目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額 (消費税込)
情報意思疎通支援用具	視覚障害者用 活字文書読上げ装置（注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	6年	99,800 円
	視覚障害者用 音声ICタグ レコーダー（注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	学齢児以上	5年	59,800 円
	視覚障害者用 拡大読書器（暗 所視支援眼鏡 含む）（注3）	身体（者・児）	視覚障害	—	学齢児以上 （本装置により文字等を読むことが 可能になる者）	8年	198,000 円
	盲人用時計 （注3）	身体（者・児）	視覚障害	2級以上	—	10年	10,300 円 (音声時計の場合) 13,300 円
	聴覚障害者用 通信装置 (ファックス等) （注4）	身体（者・児）	聴覚障害又は発声・言 語に著しい障害を有す る者	—	学齢児以上 （コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められる者）	5年	40,000 円
	聴覚障害者用 情報受信装置 （注3）	身体（者・児）	聴覚障害	—	（本装置によりテレビの視聴が可能と なる者）	6年	88,900 円
	人工喉頭 （注3）	身体（者・児）	喉頭摘出等により発声 が困難な者	—	人工喉頭を使用することにより発声 が得られる者	4年 (笛式) 5年 (電動式)	(笛式) 5,100 円 (気管カニューレ 付きの場合) 8,300 円 (電動式) 72,200 円
	緊急通報装置	身体（者）	—	2級以上	18歳以上 （身体障害者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯であって、必要と認めら れるもの）	—	66,000 円
	点字図書 （注3）	身体（者・児）	視覚障害	—	主に情報の入手を点字によって 行っている者（37頁を参照）	—	別に定める。
	視覚障害者用 地上デジタル 放送対応ラジ オ（注3）	身体（者）	視覚障害	2級以上	18歳以上	5年	29,000 円
排泄管理支援用具	ストマ装具 (付属品を含む) （注3）	身体（者・児）	ストマ造設の障害者(児) で、ぼうこう又は直腸 機能障害者	—	—	—	ストマ1か所につき 月額 8,800 円 (蓄便袋) ストマ1か所につき 月額 11,600 円 (蓄尿袋)
	紙おむつ等 (紙おむつ、 洗腸用具、 サラシ、 ガーゼ、 おしりふき等 衛生用品) （注3）	身体（者・児）	(1)ぼうこう又は直腸機能 障害かつ高度の排便若 しくは排尿機能障害 (2)乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による運 動機能障害かつ意思表 示が困難な者	—	3歳以上 (1)のうちストマ造設の障害者(児)につ いては、皮膚のびらん、ストマの変形等 によりストマ装具の装着が不可能な者。 (2)については、次の状態のいずれにも 該当する者。 ①自力でトイレに行けないこと ②自力で便座（排便補助具の使用を 含む）に坐ることができないこと ③介助による定時排泄をすることが できないこと	—	月額 12,000 円
	収尿器（注3）	身体（者・児）	脊髄損傷等により高度 の排尿機能障害がある 者	—	（脊髄損傷等による排尿障害（特に 失禁のある場合）のために収尿器を 要する者）	—	月額 7,900 円 (男性用) 月額 8,700 円 (女性用)

(注は32頁を参照)



区分	種 目	障害区分及び程度			年齢要件等	耐用年数	基準額 (消費税込)
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 ※	身体（者・児）	下肢又は体幹機能障害 若しくは移動機能障害	総合等級 3 級以上	学齢児以上 (難病患者等については、下肢又は 体幹機能に障害のある者)	—	200,000 円
			上肢機能障害 (特殊便器への取換えに限る)	総合等級 2 級以上			
		難病患者等	—				

注1 住宅用火災警報器の設置必要台数は、千葉市火災予防条例第29条の3に規定する設置基準とします（2008年6月1日からは、すべての住宅への設置が法令等により義務付けられています）。また、古くなった住宅用火災警報器は内部部品の寿命や電池切れで正常に火災を感知しない可能性があります。定期的に作動確認を行い、異常があったものや設置から概ね10年を経過しているものについては本体の交換をお勧めします。
設置または本体の交換を含めた適切な維持管理に関するご相談は、千葉市住宅用火災警報器相談室または最寄りの消防署予防課へお問い合わせください。

■窓 口

千葉市住宅用火災警報器相談室（千葉市消防局予防部予防課内）	電話 043-202-1688
受付日時：月～金曜日 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）	
URL http://www.city.chiba.jp/kurashi/anzen/kasai/kehoki/index.html	
E-mail yobo.FPP@city.chiba.lg.jp	

消防署	電 話	消防署	電 話	消防署	電 話
中 央	043-202-1617	稲 毛	043-284-5144	緑	043-292-6147
花見川	043-259-2571	若 葉	043-237-8041	美 浜	043-279-0196

注2 ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）及びDC/ACインバーター（カーインバーター）、足踏式・手動式吸引器における「同程度の身体障害者（児）」とは、認定されている障害の原因となっている疾病等が原因で現に呼吸器機能（パルスオキシメーター、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーター（カーインバーター）、足踏式・手動式吸引器においては呼吸器機能又は心臓機能）に障害があり、在宅での生活が困難な為、本品が必要であり、そのことが医師の意見書等により証明された者をいいます。

注3 日常生活用具費の支給は在宅者に限りませんが、注3の種目については、この限りではありません。

注4 注4の種目については、申請をする障害者と同一世帯に、他にも支給対象となる障害者がいる場合は申請者ごとに当該種目を支給するのではなく、世帯として支給します。

注5 当該種目の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とします。また、当該用品を直接、医療機器に接続するなどの誤った方法による使用が原因で医療機器に故障が発生した場合、本市はその責を負うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具費の支給

■対象者

小児慢性特定疾病の認定を受けている方

※ただし、対象品目によっては28～32頁の日常生活用具費の支給が優先されることがあります。

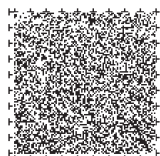
■内 容

- 世帯の収入の状況に応じて費用の一部を負担していただきます。
- 事前の手続きが必要です。
- 対象品目については下記窓口にお問い合わせください。

■窓 口

各区保健福祉センター健康課

電話・FAX 8頁参照



補装具費の支給

- 対象者 ●身体障害者（児）・難病等の方（児）
※対象となる疾病については118～119頁の対象疾病一覧表をご確認ください。
- 内 容 ●身体上の障害を補うため一定の基準により補装具費（購入・修理・借受）を支給します。
●支給に際しては、障害者相談センターで判定を受けていただくことがあります。
●原則1割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、1か月の負担する上限額が定められています（26頁参照）。
※障害福祉サービス制度と同様に、高額障害福祉サービス等給付費の対象となる場合があります。
●所得による制限があります。（障害児は除く。）
●事前の手続きが必要です。
●介護保険制度が優先となります（※印の付いている種目）。

区 分	種 目
視 覚 障 害 者	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴 覚 障 害 者	補聴器
肢 体 不 自 由 者	義手、義足、装具、歩行補助杖（一本杖除く）※ 車いす※、電動車いす（簡易型を含む）※等

* 借受については対象者種目がさらに限定されますので、窓口にご相談ください。

* 車いすの交付について、入院患者の場合は、取扱いが異なりますので窓口にご相談ください。

* 千葉市社会福祉協議会各区事務所（電話・FAX 72頁参照）で、短期間車いすを貸与しています。

■窓 口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX 8頁参照
------	-------------------	-------------

おむつ給付

- 対象者 ●在宅でねたきりの重度身体障害者（18歳～64歳でかつ身体障害者手帳1・2級）
●在宅の重症心身障害児（者）（肢体不自由1・2級でかつ知的障害を合わせもつ3歳以上の方）
●難病等により障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、在宅でねたきりの方（18歳～64歳）
- 内 容 ●紙おむつの給付を行います。
●1か月あたりの支給上限額が決められています（支給額のうち、1割は自己負担していただきます）。
●所得等の制限があります。

■窓 口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX 8頁参照
------	-------------------	-------------

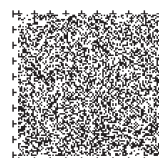
補助犬給付

- 対象者 県内に1年以上お住まいで満18歳以上の在宅の身体障害者の方
盲導犬（視覚障害1級）、介助犬（肢体不自由2級以上）、聴導犬（聴覚障害2級）
※ いずれも上記以外に所得制限や給付訓練等への適応、補助犬の飼育環境などの要件を満たす必要があります。

- 内 容 ●補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付します。
●訓練等に伴う交通費・食費、補助犬の管理費用等は、利用者の負担となります。

■窓 口	千葉県障害者福祉推進課障害保健福祉推進班	電話 043-223-2340	FAX 043-221-3977
------	----------------------	-----------------	------------------

※ 申請窓口は各区保健福祉センター高齢障害支援課（電話・FAX 8頁参照）です。



福祉カーの貸出

■対象者 市内の障害者で日常の歩行が困難な方・家族

■内 容 ●障害者の社会参加を促進するために、リフト付ワゴン「ゆうあい号」を貸出します。
●無料（燃料費は利用者負担）

■窓 口 千葉市療育センターふれあいの家 電話 043-216-5130 F A X 043-277-0291

4

日常生活用具・補装具・在宅サービス等／福祉カーの貸出、障害者福祉バス借上補助金、住民票の写し・戸籍関係証明等宅配サービス、視覚障害者用ごみ指定袋配布

障害者福祉バス借上補助金

■対象者 市内の障害者団体等

■内 容 ●障害者の社会参加を促進するために、民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。
●補助上限額はバスの大きさやリフトの有無などによって異なります。また、有料道路等通行料、有料駐車場使用料等は利用者負担となります。

■窓 口 障害福祉サービス課 電話 043-245-5227 F A X 043-245-5630

住民票の写し・戸籍関係証明等宅配サービス

■対象者 歩行等が困難な第1種身体障害者・知的障害者、要介護4以上の介護認定を受けた外出困難な高齢者等（区役所保健福祉センターに確認させていただく場合がございます）

■内 容 お住まいの区役所市民総合窓口課へ電話で申請していただくと、自宅または入居している施設（市内のみ）まで証明書をお届けします。

受 付 時 間	対象となる主な証明書
月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)	●戸籍全部・個人事項証明書または戸籍謄抄本 ●除籍全部・個人事項証明書または除籍謄抄本 ●住民票の写し ●戸籍の附票の写し ●身分証明書 ●年金の現況証明書

■窓 口 各区役所市民総合窓口課

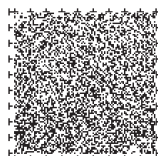
区	電 話	区	電 話	区	電 話
中 央 区	043-221-2109	稲 毛 区	043-284-6109	緑 区	043-292-8109
花 見 川 区	043-275-6236	若 葉 区	043-233-8126	美 浜 区	043-270-3126

視覚障害者用ごみ指定袋配布

■対象者 視覚障害者の単身世帯

■内 容 びん・缶・ペットボトルを出すときに使用する資源物用の特別指定袋を年4回（6月・9月・12月・3月の上旬）希望者に発送しています。
※資源物用の特別指定袋は、びん・缶・ペットボトルを出すときに使用できます。また、資源化のできない点字用の紙類をその袋に入れ、可燃ごみの収集日に出すこともできます。

■窓 口 収集業務課 電話 043-245-5249 F A X 043-245-5477



紙おむつ等使用世帯への指定袋（家庭ごみ袋）支援

- 対象者 ●在宅重度心身障害者おむつ給付事業（33頁「おむつ給付」参照）により、おむつを受給されている方
●障害者日常生活用具費支給等事業により、排泄管理支援用具費のうちストマ用装具又は紙おむつ等を受給されている方
- 内 容 ●可燃ごみ指定袋（20リットル）を宅配にて年間最大100枚配布します。
※対象者として決定された日を基準日として算出した枚数を配布します。
●受給者情報に基づき送付するため、**申請は不要です。**
- 配布時期 ●新たに対象となった方は対象となった月の翌々月
●前年度より継続して対象となっている方は毎年6月

■窓 口	収集業務課	電話 043-245-5249
------	-------	-----------------

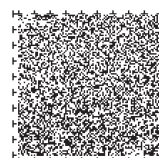
粗大ごみの運び出し収集

- 対象者 障害者のみの世帯または65歳以上の高齢者世帯（一人暮らし又は高齢者のみの場合）
- 内 容 粗大ごみを排出場所まで運び出すことが困難で、身近な方の協力を得られない世帯を対象に市の職員等が室内からの運び出し収集を行います。
※取り外し工事や解体作業が必要な物や、収集に支障がある場合は、運び出し収集の対象外となります。
- 申込方法 粗大ごみ収集を「粗大ごみ受付センター」へお申し込みの際に、「室内からの運び出し収集」をお申し出ください。
- 申込先 粗大ごみ受付センター
電話番号 /043-302-5374
受付時間 / [平日] 9：00～16：00 [土] 9：00～11：30
※祝日・休日・年末年始の受付はありません。
※休み明けはお申し込みが多いため、つながりにくくなります。

寝具乾燥サービス

- 対象者 在宅でねたきりの18歳～64歳で、次のいずれかに該当する、同居家族または他の介護サービスによる十分な介護を受けられない、寝具を衛生的な状態に保つことが困難な方
●身体障害者手帳1・2級所持者
●難病等により障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- 内 容 寝具類の月1回消毒乾燥、年1回丸洗いをを行います。
- 窓 口
- | | |
|-------------------|-------------|
| 各区保健福祉センター高齢障害支援課 | 電話・FAX 8頁参照 |
|-------------------|-------------|

4 日常生活用具・補装具・在宅サービス等／紙おむつ等使用世帯への指定袋（家庭ごみ袋）支援、粗大ごみの運び出し収集、寝具乾燥サービス



訪問理美容サービス

■対象者	在宅の重度肢体不自由者（１８歳～６４歳でかつ身体障害者１・２級）で、理容店又は美容院に行くことが困難な方		
■内 容	●理容師又は美容師を、自宅に派遣します（派遣にかかる費用は、市が負担します）。 ●調髪に伴うサービス料金は、自己負担となります。		
■窓 口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ	８頁参照

4

障害者家具転倒防止対策

■対象者	市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けることが困難な方（重度障害者：身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ～Ａの２、精神障害者保健福祉手帳１級） ●重度障害者のみの世帯 ●重度障害者及び２０歳未満の方のみの世帯 ●重度障害者及び６５歳以上の高齢者のみの世帯		
■内 容	家具の転倒防止のための、金具取付費用の助成を行います（金具代は除きます）。事前の手続きが必要です。（詳細は１２５頁をご覧ください）		
■窓 口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ	８頁参照

オストメイト用装具の預かり保管（大規模災害対策）

地震などの大規模災害時において、自宅の倒壊等により、オストメイト（人工肛門、人口膀胱の造設者）が、普段から備蓄しているストマ装具を使用できなくなることが想定されることから、オストメイトが日常的に使用しているストマ装具を預かり、保管します。

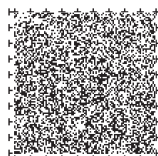
■対象者	市内に居住し、日常的にストマ装具を使用している方で、原則として、身体障害者手帳を所持する方		
■保管場所	お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課		
■窓 口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・ＦＡＸ	８頁参照

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

■対象者	市内に住所を有する１８歳未満の方で、以下の要件すべてを満たす方 ●両耳の聴力レベルが、原則３０dB以上７０dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方 ●補聴器の装用が必要と医師に判断された方		
■内 容	基準額の範囲内で、補聴器購入費用の３分の２の助成を行います。		
■窓 口	障害者自立支援課	電話 ０４３-２４５-５１７３	ＦＡＸ ０４３-２４５-５５４９

在宅巡回機能回復訓練

■対象者	市内に住所を有する在宅の肢体不自由者（１８歳以上）で通所困難な方		
■内 容	施設や医療機関、訪問リハ等で機能回復訓練を受けられない方に対し、巡回訪問し訓練を行います。		
■窓 口	千葉市療育センターふれあいの家	電話 ０４３-２１６-５１３０	ＦＡＸ ０４３-２７７-０２９１



点字図書費支給

- 対象者 在宅の視覚障害者（児）
- 内 容
- 点字図書の購入費用を支給します。
 - 1年度に6タイトル24巻を限度とします（1タイトルで24巻を超えるときは、1タイトルとなります）。
 - 自己負担：一般図書購入価格相当額
 - 所得による制限があります。

■窓 口

各区保健福祉センター高齢障害支援課

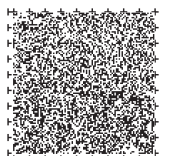
電話・FAX 8頁参照

図書館サービス

自宅配本サービス（※）	対象者：市内在住の身体障害者等で来館が困難な方 内 容：自宅に月2回、配本します。 図書等に関する相談を受けます。
郵送貸出サービス（※）	対象者：市内在住の視覚障害者の方 内 容：自宅に点字図書や録音図書等を郵送します（送料無料）。
対面音訳サービス（※）	対象者：市内在住の視覚障害者等の方 内 容：館内で図書等を対面にて読みます。

※ 事前に登録が必要です。

窓 口	自 宅 配 本 サ ー ビ ス	郵 送 貸 出 サ ー ビ ス	対 面 音 訳 サ ー ビ ス	電 話	F A X
中 央 図 書 館		○	○	043-287-3984	043-287-4067
み や こ 図 書 館	○		○	043-233-8333	043-234-4187
花 見 川 図 書 館	○			043-250-2851	043-250-2853
稲 毛 図 書 館	○		○	043-254-1845	043-284-4795
若 葉 図 書 館	○			043-237-9361	043-237-5163
緑 図 書 館	○		○	043-293-5080	043-293-5100
美 浜 図 書 館	○			043-277-3003	043-278-4303



メール119・NET119緊急通報システム

■対象者 ■内 容

市内在住または、市内に通勤通学している聴覚障害者、言語障害者

メール119	携帯電話やパソコンのメールで消防車や救急車を呼べます。
NET119	スマートフォンやタブレット端末からインターネット（Web）を使って消防車や救急車を呼べます。NET119は、令和2年に新しく導入されたもので、メール119よりも容易に119番通報ができます。

■手 続

メール119とNET119は事前登録が必要です。「申込書」をご記入の上、消防局指令課に提出してください。

提出方法は、郵送、FAX、直接持参いずれも可能です。

利用案内書は、次の場所で入手できます。

- 消防局指令課
- 各消防署（電話32頁参照）
- 各区保健福祉センター高齢障害支援課（電話・FAX8頁参照）
- 千葉市消防局ホームページ

メール119のご案内

<https://www.city.chiba.jp/shobo/keibo/shirei/119nokakekata.html>

NET119のご案内

<https://www.city.chiba.jp/shobo/keibo/shirei/chibanet119kinkyuutuhou.html>

■窓 口

名 称	所 在 地	電 話	FAX
消防局指令課	〒260-0854 中央区長洲1-2-1 セーフティーちば7階	043-202-1673	043-202-1676

メール110番システム・ファックス110番

■対象者 ■内 容

言葉や聴覚に障害のある方、電話による110番通報が困難な方など

言葉や聴覚に障害のある方などが、屋外等での事件や事故に遭われた時に、携帯電話や専用のFAX番号を利用して110番通報することができます。

■手 続

- インターネットに接続できる携帯電話等から、メール110番通報用アドレスにアクセスのうえ、受付画面に従って必要事項を入力して送信してください。

110番通報アドレス：<https://chiba110.jp>

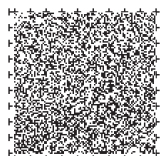
- 専用のFAX番号を使ってFAXしてください。なお、通報の際に伝達しやすいよう、事件や事故の内容をあらかじめ記入した「ファックス110番緊急通報用紙」も用意していますのでご利用ください。

ファックス110番専用番号 0120-110294

ファックス110番緊急通報用紙 検索「千葉県警 ファックス110」

■窓 口

名 称	所 在 地	電 話	FAX
千葉県警察本部 通信指令課	〒260-8668 中央区長洲1-9-1	043-201-0110 (代表)	0120-110294



ちばし安全・安心メール

- 内 容 防犯・防災情報の電子メール配信サービスを行っています。
- 手 続
- お手持ちのスマートフォン・携帯電話・パソコン等から「entry@chiba-an.jp」へ空メールを送信してください。
 - 自動返信メールに記載の URL（登録用ホームページ）にアクセスします。
 - 画面の指示に従って登録してください。
- ※ 空メールを送信できない機種は、本文に 1 文字以上入力してください。
- ※ 登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。

■窓 口	地 域 安 全 課	電 話 043-245-5264	F A X 043-245-5155
	危 機 管 理 課	電 話 043-245-5151	F A X 043-245-5597



電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス

- 内 容
- 避難情報（避難指示など）、国民保護情報、津波情報などの緊急情報を電話またはFAXで配信するサービスを行っています。
 - 対象者はスマートフォン・携帯電話等をお持ちでない方や土砂災害警戒区域にお住まいの方です（FAXは聴覚に支障がある方を優先させていただきます）。スマートフォン・携帯電話等、メールを受信できる環境が整っている方は、ちばし安全・安心メール等をご利用ください。
- 手 続 配信希望者は以下のいずれかの方法でお手続きをお願い致します。
- 郵送・FAX・メールの場合は千葉県ホームページより申請書をダウンロードして、必要事項を記入のうえ危機管理課へご提出ください。
- URL: <https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/kikikanri/telfaxsaigaijinkinkyujouhou.html>
- 窓口提出の場合は、市ホームページ・窓口（危機管理課・各区地域づくり支援課）で申請書を入手して、必要事項を記入のうえ、危機管理課・各区地域づくり支援課にご提出ください。（各区地域づくり支援課の電話番号は 118 頁をご覧ください。）

■窓 口	危 機 管 理 課	電 話 043-245-5151	F A X 043-245-5597
------	-----------	------------------	--------------------

Yahoo! 防災速報

- 内 容 スマートフォンアプリ「Yahoo! 防災速報」を利用し、「自治体からの緊急情報」を配信しています。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信しています。スマートフォンをお持ちの方はぜひご利用ください。
- 手 続
- 下記の QR コードを読み込んでダウンロードしてください。

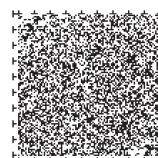
ios	Android

※アプリの設定方法等詳細については、
ホームページをご覧ください。

千葉県 Yahoo! 防災速報

検索

■窓 口	危 機 管 理 課	電 話 043-245-5151	F A X 043-245-5597
------	-----------	------------------	--------------------



防災行政無線のテレホンサービス

- 内 容 ●防災行政無線で放送した最新の内容（放送から 24 時間以内）を電話で確認できます。
●原則として最新の放送内容のみを提供します。
●ご利用には通話料がかかります。
●プリペイド式携帯電話、IP 電話などでは、利用できない場合があります。

■電話番号 050-5530-9907

■窓 口 危機管理課 電話 043-245-5151 F A X 043-245-5597

消防情報メール

- 内 容 消防情報の電子メール配信サービスを行っています。
- 手 続 ●お手持ちのパソコン・携帯電話・PHS 等から「chiba-fire@entry-f.mail-dpt.jp」へ空メールを送信してください。
●自動返信メールに記載の URL（登録用ホームページ）にアクセスします。
●画面の指示に従って登録してください。
※ 登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。

■窓 口 消防局指令課 電話 043-202-1673 F A X 043-202-1676

高齢者等ごみ出し支援事業

ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の世帯から、家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週 1 回以上収集し、ごみステーションに排出する支援を行った場合、支援団体に対して補助金を交付します。

※ 補助金を受けるにはあらかじめ団体登録の手続きが必要です。

- 対象団体 町内自治会、老人クラブ、マンション管理組合などの非営利活動団体等
ただし、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないと認められる活動を行っている団体は対象となりません。

- 補助対象となる方 ごみ出しが困難な単身世帯で、次のいずれかの要件を満たした方。
ただし、同様の要件を満たす同居人がいる場合は対象世帯とする。
- (1) 介護保険の要支援 1・要支援 2 または要介護 1 から要介護 5 までの認定を受けている方
 - (2) 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する方
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方
 - (4) 療育手帳^ア又は A を所持する方
 - (5) その他市長が認める方

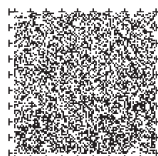
- 補助金の内容
- (1) 家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週 1 回以上、対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合
1,000 円/月/世帯
 - (2) 団体が補助を初めて受ける場合
10,000 円（1 回限り）

《お問い合わせ先》

高齢福祉課

電話 043-245-5250

F A X 043-245-5548



その他のサービス

ボランティア活動支援

- 内 容 在宅の知的障害者のボランティア活動を支援し、その活動の機会を提供します。活動は、清掃などを行います。

■窓 口	名 称	所 在 地	電話／FAX
	千葉市手をつなぐ育成会	〒263-0015 稲毛区作草部2-4-5	043-206-4050

障害者就労事業振興センター

- 対象者 障害者施設、ワークホーム等
 ■内 容 障害者就労支援事業所等の生産・販売事業の活性化とそこで働く障害者の自立支援に向け、販路や受注拡大、商品開発、事業経営や活動に関する研修の実施、情報提供などを行います。

所 在 地	電 話	FAX
〒260-0017 中央区要町1-2-8	043-202-5367	043-202-5368

障害者社会参加推進センター

- 対象者 障害者
 ■内 容 仲間作りなど社会参加支援を行います。

所 在 地	電 話	FAX
〒260-0844 中央区千葉寺町1-208-2 千葉市ハーモニープラザ3階 (千葉市身体障害者連合会)	043-209-3281	043-209-3282

心のふれあいフェスティバル

- 内 容 ●精神障害者同士及び地域住民との交流を図るため、千葉県・千葉県精神保健福祉協議会との共催により年1回開催します。
 ●精神障害者関係団体等による演芸大会、作品展示、専門職による精神保健福祉に関する面接相談等を行います。

■窓 口	千葉市こころの健康センター	電話 043-204-1582	FAX 043-204-1584
------	---------------	-----------------	------------------

こころの健康フェスティバル

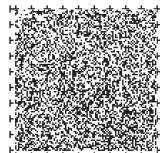
- 内 容 ●精神保健福祉に関する理解を促進するため、年1回開催します。

■窓 口	千葉市こころの健康センター	電話 043-204-1582	FAX 043-204-1584
------	---------------	-----------------	------------------

電話リレーサービス

- 対象者 聴覚や発話に困難がある方
 ■内 容 ●「電話リレーサービス」とは、聴覚や発話に困難のある方と聞こえる方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、電話で双方向につながるサービスです。
 ●24時間365日対応、緊急通報・仕事のやり取り・病院への連絡・家族や友人との会話など、さまざまな場面で利用することができます。
 ●本サービスを利用するためには、あらかじめ利用登録が必要となります。
 お持ちのインターネットにつながる端末（パソコン、スマートフォン、タブレットなど）に、電話リレーサービスのアプリをダウンロードし、利用者登録をしてください。
 ●通話料・通信料は、発信者の負担となります。

■窓 口	一般財団法人日本財団 電話リレーサービス	電話 03-6275-0912 ホームページ https://nftrs.or.jp/	FAX 03-6275-0913 E-mail : info@nftrs.or.jp
------	-------------------------	---	---



ディケアクラブ

- 対象者 精神障害者
■内 容 料理・手芸・音楽・スポーツ・施設見学等を通じて、仲間作りや社会復帰を支援します。

■窓 口 各区保健福祉センター健康課 電話・FAX 8頁参照

その他のサービス事業

事 業	内 容	窓 口
盲婦人家庭生活訓練	家庭生活に必要な日常生活訓練を行う。	千葉市視覚障害者協会 電話 043-421-1233
盲青年社会生活教室	社会生活に必要な知識の習得や体験交流のための講習を行う。	
中途失明者緊急生活訓練	歩行訓練並びに生活訓練を行う。	
中途失明者相談室	窓口相談：毎週木曜日（電話 043-312-0068）	
視 覚 障 害 者 自 立 生 活 訓 練	日常生活に必要な助言・指導及び自立生活訓練等を行う。	各区保健福祉センター 高齢障害支援課 千葉市視覚障害者協会 電話 043-312-0068（専用番号）
点字図書・声の図書	点字・声（テープ）図書を貸出す。	視覚障害者総合支援センターちば 電話 043-424-2501 FAX 043-421-5179
点 字 市 政 だ よ り	点字の市政だよりの発行を行う。	千葉市療育センターふれあいの家 電話 043-216-5130
声 の 市 政 だ よ り	声の市政だよりの発行を行う。	
市 議 会 だ よ り 点 字 版 ・ 録 音 版	市議会だよりの点字版・録音版（テープ・デジター）の発行を行う。	視覚障害者総合支援センターちば 電話 043-424-2501
点字情報ネットワーク	登録者に新聞等の情報を週5回点字またはメールにより提供する。	千葉市身体障害者連合会 電話 043-209-3281
手話通訳者の派遣	コミュニケーション支援のため手話通訳者を派遣する。	各区保健福祉センター 高齢障害支援課
要約筆記者の派遣	コミュニケーション支援のため要約筆記者を派遣する。	
千葉県盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣	重度の盲ろう者に通訳・介助員を派遣し、情報保障及び移動等の介助を行う。	NPO 法人千葉盲ろう者友の会 電話 /FAX 043-310-3008
千葉県盲ろう者向け 通訳・介助員の養成	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な知識・技術の講習を行う。	
千葉県盲ろう者向け 生 活 訓 練	盲ろう者向けコミュニケーション訓練、歩行訓練、福祉機器の操作訓練などを行う。	
代筆・代読支援員の派遣	自ら筆記や文字などを読むことが困難な視覚障害者の自宅に代筆・代読支援員を派遣する。	千葉市視覚障害者協会 同行援護事業所 ゆめみらい 電話 043-356-6624
代筆・代読支援員の養成	代筆・代読支援に必要な知識・技術の講習を行う。	
手話通訳者の養成	手話通訳者として必要な知識・技術の講習を行う。	千葉市聴覚障害者協会 電話 043-308-6372 FAX 043-204-1616
ろうあ者社会生活教室	社会生活に必要な知識の研修、教養講座を行う。	
要約筆記者の養成	要約筆記者として必要な知識・技術の講習を行う。	視覚障害者総合支援センターちば 電話 043-424-2390
点訳・朗読奉仕員の養成	点訳奉仕員・朗読奉仕員として必要な知識・技術の講習を行う。	

あなたが使える制度お知らせサービス～ For You ～

- 対象者 千葉市に住民登録している16歳以上の方
■内 容 千葉市が保有する住民情報を活用して、対象制度の受給対象となる可能性がある方に、LINEやメールで申請時期等をお知らせするサービスです。（対象制度はP.2～P.7をご覧ください。）

URL: https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/oshiraservice_foryou.html

<登録方法>

- (1) スマートフォンで右の二次元コードを読み込んで千葉市公式ホームページへアクセスします
- (2) ホームページの「登録番号申請はこちら！」をタップします
- (3) 必要事項を入力し、登録番号を申請します
- (4) 2～3週間後に登録番号を記載したハガキが届くので、ハガキに記載された手順で利用登録します

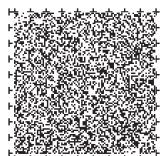


<あなたが使える制度お知らせサービスに関するお問い合わせ先>

業務改革推進課

電話 043-245-5797

FAX 043-245-5692



- 対象者 障害者（児）及びその家族、障害者支援施設、障害者団体、スポーツ団体など
- 内 容 ●障害の種類や程度に合わせたスポーツの紹介やスポーツ講座・団体・サークルとのマッチングを行うなど、障害者の日常的なスポーツ活動への参加をサポートします。

■窓 口	ちばしパラスポーツコンシェルジュ (千葉ポートアリーナ3階)	電話 043-312-0605	F A X 043-312-7076
	開 所 時 間	火曜日～日曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）	
	電 子 メ ー ル	paraspo-con@chibacity.spo-sin.or.jp	

千葉県身体障害者スポーツ大会

- 対象者 4月1日現在、13歳以上の身体障害者（児）
※心臓、じん臓、呼吸器、小腸、免疫、肝臓機能障害者は除く
- 内 容 ●身体障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の身体障害者に対する理解と認識を深め、身体障害者の自立と社会参加の促進を目的としています。
●全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年1回開催します。
●競技内容

競 技 名	種 目 等
陸 上	50m 走、100m 走、200m 走、400m 走、800m 走、1500m 走、スラローム、立幅跳、走幅跳、走高跳、砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバッグ投
水 泳	25m 自由形、25m 平泳ぎ、25m 背泳ぎ、25m バタフライ、50m 自由形、50m 平泳ぎ、50m 背泳ぎ、50m バタフライ
フライングディスク	アキュラシー（5m、7m）、ディスタンス
アーチェリー	リカーブ、コンパウンド
卓 球	一般卓球、サウンドテーブルテニス
ボッチャ	立位・座位

※障害区分によって、出場可能な種目が定められています。

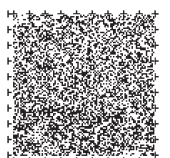
■窓 口	障害者自立支援課	電話 043-245-5187	F A X 043-245-5549
------	----------	-----------------	--------------------

千葉県ゆうあいピック

- 対象者 4月1日現在、12歳以上の知的障害者（児）
- 内 容 ●知的障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進を目的としています。
●全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年1回開催します。
●競技内容

競 技 名	種 目 等
陸 上	50m 走、100m 走、200m 走、400m 走、800m 走、1500m 走、4×100m リレー、立幅跳、走幅跳、走高跳、ソフトボール投、ジャベリックスロー
水 泳	25m 自由形、25m 平泳ぎ、25m 背泳ぎ、25m バタフライ、50m 自由形、50m 平泳ぎ、50m 背泳ぎ、50m バタフライ
フライングディスク	アキュラシー（5m、7m）、ディスタンス
ボウリング	2ゲーム（予定）
卓 球	シングルス

■窓 口	障害者自立支援課	電話 043-245-5187	F A X 043-245-5549
------	----------	-----------------	--------------------



千葉県精神障害者卓球大会

- 対象者 4月1日現在、13歳以上の精神障害者（児）（原則として、精神障害者保健福祉手帳等所持者）
- 内容
- 卓球を通じて、精神障害のある方が障害者スポーツの楽しさを体験し、その体力の維持・向上、精神面での充足を図るとともに、市民の障害者への理解を深めることにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的としています。
 - 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年1回開催します。
 - 競技内容 卓球（男女別シングルス）

4

■窓口	千葉県こころの健康センター	電話 043-204-1582	F A X 043-204-1584
-----	---------------	-----------------	--------------------

千葉県精神障害者ソフトバレーボール大会

- 対象者 4月1日現在、13歳以上の精神障害者（児）（原則として、精神障害者保健福祉手帳等所持者）
- 内容
- ソフトバレーボールを通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、社会参加の促進を目的としています。
 - 全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて、年1回開催します。
 - 競技内容 ソフトバレーボール

■窓口	千葉県こころの健康センター	電話 043-204-1582	F A X 043-204-1584
-----	---------------	-----------------	--------------------

千葉県パラスポーツ振興補助金

- 内容 障害者のスポーツ活動参加を促進するため、障害者を対象としたスポーツ、運動やレクリエーションなどの教室や体験会を開催した際の費用の一部を助成します。

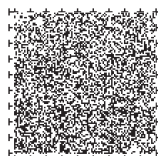
■窓口	スポーツ振興課	電話 043-245-5622	F A X 043-245-5592
-----	---------	-----------------	--------------------

パラスポーツ競技用具の貸出

- 内容 パラスポーツの普及促進のため、パラスポーツ競技用具を無料で貸し出します。
- 対象者 市内在住の個人または団体
- 貸出期間 貸出日・返却日含めて1週間以内 ※千葉市の事業に支障のない時期に限る
- 貸出場所 千葉ポートアリーナ、高洲スポーツセンター、花島公園スポーツ施設、古市場公園スポーツ施設、みつわ台第2公園スポーツ施設、宮野木スポーツセンター、YohaSアリーナ～本能に、感動を。～

■窓口	千葉ポートアリーナ	電話 043-241-0006	F A X 043-241-0164
	高洲スポーツセンター	電話 043-279-9235	F A X 043-277-7572
	花島公園スポーツ施設	電話 043-286-8825	F A X 043-286-8826
	古市場公園スポーツ施設	電話 043-265-3005	F A X 043-266-3435
	みつわ台第2公園スポーツ施設	電話 043-287-3730	F A X 043-287-7192
	宮野木スポーツセンター	電話 043-258-9690	F A X 043-258-9692
	YohaSアリーナ～本能に、感動を。～	電話 043-253-8050	F A X 043-255-1048

詳細は市公式 HP からご確認いただけます。



パラスポーツ教室

■内 容	●障害のある方で、自分にあったスポーツを見つけたい・始めたい方向けに、スポーツ教室を開催します。 ●いずれも、月1回程度開催（曜日・時間は固定）、年齢制限があります。 ●申し込み前に、ちばしスポーツコンシェルジュへの相談が必要です。		
■競 技	知的障害・発達障害・精神障害のある方 ①バスケットボール、②バドミントン、③フライングディスク、④ボッチャ 身体障害のある方 ⑤卓球、⑥ビームライフル、⑦ボッチャ、⑧レクスポーツ		
■会 場	①高洲スポーツセンター、②④ハーモニプラザ、③磯辺スポーツセンター、⑤千葉ポートアリーナ、⑥～⑧ハーモニプラザ		
■窓 口	市スポーツ協会 ちばしパラスポーツコンシェルジュ	電話 043-312-0605 E-mail paraspo-con@chibacity.spo-sin.or.jp	F A X 043-312-7076

千葉市オープンボッチャ大会

■対象者	小学生以上で、以下の①～②のいずれかに該当する方 （レク部門は保護者同伴で就学前児の参加も可） ①千葉市内在住・在勤・在学であること ②千葉県内在住		
■内 容	●障害の有無や年齢に関係なく対戦するボッチャの大会を年1回開催します。 ●①優勝を目指して競い合う競技部門（エキスパートクラス、ミドルクラス）と、②初心者を楽しめるレク部門があります。 ●1チーム3～5人で3人対3人の団体戦で行います。		
■窓 口	スポーツ振興課	電話 043-245-5622	F A X 043-245-5592

千葉市障害者福祉大会

■内 容	障害者週間事業の一環として、障害者の自立の促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ることを目的に、年1回開催します。 <主なプログラム> ●公募作品（心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター）の最優秀賞受賞者表彰 ●全国障害者スポーツ大会千葉市代表選手紹介 ●体験・実践発表、演奏・演技発表（障害者又は関係者による発表）・著名人による講演会		
■窓 口	障害者自立支援課	電話 043-245-5187	F A X 043-245-5549

心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター募集

■対象者	心の輪を広げる体験作文・・・小学生以上（小学生区分、中学生区分、高校生区分、一般区分） 障害者週間のポスター・・・小学生及び中学生（小学生区分、中学生区分）		
■内 容	●障害者週間に向けて、例年7月から9月上旬にかけて募集を行います。 ●応募作品の中から、最優秀作品等を選考し、全国の推薦作品が集まる審査会に千葉市の代表を推薦します。また、千葉市障害者福祉大会で最優秀賞受賞者の表彰を行います。		
■窓 口	障害者自立支援課	電話 043-245-5175	F A X 043-245-5549

青い鳥郵便葉書の無償配布

■対象者	①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳（愛の手帳）等に「A」または「1度」もしくは「2度」の表記がある方		
■内 容	●希望される方に通常郵便葉書（無地、インクジェット紙、又はくぼみ入り）を、お一人様につき20枚無償で配布します。 ●申請期間 4月1日～5月31日（厳守） ※内容が一部変更になる可能性もございます。あらかじめご了承ください。		
■窓 口	お近くの郵便局窓口		

